

令和 6（2024）年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検報告書

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人札幌大学（以下「本法人」）は、建学の精神「生気あふれる開拓者精神」に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、本法人は、2019（平成31）年3月に札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を策定し、建学の精神である「生気あふれる開拓者精神」のもと、経済社会の変化に柔軟・的確に対応しながら「選ばれ続ける大学」づくりを着実に推進するために、今後10年から20年を見据えた将来方向と2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5か年間を期間とした中期計画を策定しました。

中期計画は、その後、コロナ禍や新棟建設を踏まえた改訂を行い、さらに大学を取り巻く環境の急速な変化、女子短期大学部の閉学等を踏まえ、改訂時期を1年前倒しし、新たな「新・中期計画」（令和5年から9年）を策定しました。

1－1 建学の精神

(1) 建学の精神

	本法人ガバナンス・コード記載事項	適合状況	理由及び対応方針
	建学の精神は次のとおりです。 「生気あふれる開拓者精神」 札幌大学（以下「本学」）の創立当時、北海道は開拓から100年という節目を迎え、社会基盤の整備を進める「開発」が地域経済をけん引する時代でした。このような中で、経営・経済や外国語の知識を備えた人材を輩出する教育の理念として、いかなる困難も乗り越えて自らの将来を拓いていくという揺るがぬ意思を持った先人たちに習い、「生気あふれる開拓者精神」を建学の精神に掲げました。 今、私たちは急速な人口減少高齢化や飛躍的な技術革新の進展、更には激しさを増す気象変動やパンデミックによる計り知れない影響が加わるなかで、先人たちのように未来を信じ、困難に立ち向かっていかなければなりません。こうした先の見えない未知の時空間「みらいフロンティア」を切り開いていくための恐れない、あきらめない強い思いとしなやかな心身、それが現代の「開拓者精神」です。 そして「生気」とは、いきいきとした気力、活力、生命力であり、これこそが困難を乗り越えていくための原動力、エネルギーの源です。 こうした「生気あふれる開拓者精神」を備え、知識と経験を身につけた人材を輩出していくことが、将来にわたる本学の使命であり、存在意義です。	○	「建学の精神」、「建学の精神に基づく人物像」を踏まえ3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めたほか、2019（平成31）年3月に策定した札幌大学中長期構想〈長期構想・中期計画〉「札大みらいフロンティア・プラン」（以下「計画」）に基づき施策を進めています。 これら教育理念と施策は、ホームページで公表するほか、学生便覧等の印刷物や各種広報媒体に記載し、学生、教職員のみならず、父母等をはじめとする本学関係者のほか、広く社会に対して周知を図っています。
(2)	建学の精神に基づく人物像		
	建学の精神に基づく人物像は次のとおりです。 建学の精神「生気あふれる開拓者精神」を備えた「生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」	○	

1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神に基づく教育目的等

	本法人ガバナンス・コード記載事項	適合状況	理由及び対応方針
	本学は、次の3つの教育目標とそれに連なる5つの教育方針を掲げ、教育改革、研究活動や社会貢献の推進、学生サービスの向上を目指しています。 ～教育目標～ ・「生気あふれる人間」の育成 ・「知性豊かな人間」の育成 ・「信頼される人間」の育成 ～教育方針～ ・北海道から世界へはばたく、視野の広い人間を育てます。 ・個性をみがき、夢の実現を目指す人間を育てます。 ・幅広い教養をもち、人生を豊かにできる人間を育てます。 ・地域を愛し、社会貢献の意欲に富んだ人間を育てます。 ・環境に配慮し、未来に責任をもつ人間を育てます。	○	本学は、建学の精神に基づく3つの教育目標とそれに連なる5つの教育方針を掲げています。 これらを踏まえ策定した3つのポリシーのほか、「計画」において新・札大ミッション（教育目標）を明らかにして、大学の教育・研究活動等を展開しています。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		本法人は、安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	2019（平成31）年3月の「計画」策定以降、大学を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、これまで、理事会・評議員会での審議を経て、5度の改訂を行っています。 「計画」の進捗状況は、毎年度PDCAによる施策・事業評価を行い、財務状況とともに常勤理事会において確認し、理事会、評議員会に報告するほか、ホームページ等で公表しています。 PDCAには、施策・事業毎に所管する事務局担当課と教員の担当委員会を明確にし、「計画」の共有と実現に向けた取組みを着実に進めています。 状況変化に対応しつつ、諸課題を解決しながら施策を展開していくために、事務職員の能力向上に向けた「人材育成方針」を令和4年10月に策定し、方針に沿って人材育成に取り組んでいます。
	②		平成31年（2019年）3月には、札幌大学中長期構想〈長期構想・中期計画〉「札大みらいフロンティア・プラン」（以下「計画」）を策定しまし	○	
	③		「計画」の進捗状況、財務状況については、常勤理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○	
	④		「計画」実現のために、理事会及び本法人の運営を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	
	⑤		改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	
	⑥		理事会と教職員が「計画」を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	
	⑦		「計画に盛り込む内容」		
		ア	建学の精神に基づき育成する具体的な人物像とこれを実現する教育目標	○	
		イ	教育改革の具体策と実現見通し	○	
		ウ	経営・ガバナンス強化策	○	
		エ	法人・教学部門双方の積極的な情報公開	○	
		オ	財政基盤の安定化策	○	
		カ	設置校の入学定員確保策	○	
	キ	設置校の教育環境整備計画	○		
	ク	グローバル化、ICT化策	○		
	ケ	計画実現のためのPDCA体制	○		
(3) 社会的責任等					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るように努めます。	○	運営基盤の強化については、ガバナンス体制の検証を自ら行い、教育・研究・社会貢献の最大化に資する体制整備に努めています。 経営状況や教育・研究活動については、監事及び監査法人による監査を受けるほか、理事会や常勤理事会等の重要会議に監事が出席することにより、意思決定過程の透明性を確保しています。また、経営に係る情報をホームページに公開しています。
	②		学生を最優先に考え、学生父母、教職員、卒業生、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	「計画」に基づき、学生満足度向上のための取組みや、地域連携センターを中心とした地域、高校、企業との連携協働を進めています。
	③		本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	令和4年5月、一般事業主行動計画を改定し、性差に関係なく全教職員が生き生きと意欲を持って働ける職場環境の整備を目指しています。また、アジア諸国を中心とした留学生受入を進めるほか、アイヌ文化に関する教育研究の中核的な役割を果たすなど、多様性を重視した教育と学修環境の整備に取り組んでいます。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）				
私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負ってます。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。 本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。				
2－1 理事会				
(1)	理事会の役割			
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況
	①		意思決定の議決機関としての役割 理事会は、本法人の経営強化を念頭に置き業務を決し、常勤理事の職務執行を監督します。	○
	②		理事会の議決事項の明確化等	
	ア	ウ	理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為に明示します。	○
		イ	理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。	○
		エ	理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるように留意します。	○
	③		常勤理事及び大学運営責任者の業務執行の監督	
	ア	イ	理事会は、常勤理事及び本学の運営責任者（学長、副学長及び学系長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、常勤理事等は、その評価を業務改善に活かします。	○
		エ	理事会は、適時かつ正確な情報共有及び内部統制やリスク管理体制の適切な整備が行われるよう監督します。	○
	④		学長への権限移譲	
	ア	イ	学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任します。	○
		エ	学長が副学長等を置き、担当事務を分担させ、管理する体制を整備します。	○
		ウ	副学長等の所掌する校務の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○
	⑤		実効性のある開催	
	ア	イ	理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。	○
		エ	審議に必要な時間は十分に確保します。	○
	⑥		役員（理事・監事）の損害賠償責任 役員（理事・監事）は、(一)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(二)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○
	⑦		連帯責任 役員（理事・監事）が本法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○
	⑧		損害賠償責任の減免規定の整備 役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備しています。	○
	⑨		特別の利害関係を有する理事の議決権の制限 理事会に議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	○
2－2 理事				
(1)	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化			
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況
	①		理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。	○
	②		理事長を補佐する理事として、専務理事及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めています。	○
	③		理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。	○
	④		理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。	○
	⑤		理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○
	⑥		理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、これを理事長及び監事に報告します。	○
	⑦		本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○
理由及び対応方針				
理事長は本法人を代表し、法人の業務を総理しています。 理事長を補佐する理事として、専務理事1名及び常務理事1名を置いています。理事長の代理権限順位を定め、専務理事を職務代行者としています。 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っています。理事は、私立学校法により善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負いますが、令和7年3月31日現在、事例はありません。 理事と本法人との間で利益相反取引が行われる場合には、事前に理事会の承認を必要としています。				

(2) 学内理事の役割						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	教員理事については、法人経営と教育・研究の両面において、多角的、俯瞰的視野を有した者を選任しています。 教員理事に対しては、教員としての業務量の配慮を行い、理事の業務を遂行しています。	
	②		教職員として理事になる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○		
(3) 学外理事の役割						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	企業経営において経験豊富な者5名を外部理事として選任し、大学の持続的な成長と中長期的な経営力強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べるなど、理事としての業務を遂行しています。 重要事項については、外部理事に対して事前に必要な情報を提供し、議論を行いながら進めています。	
	②		外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会に議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行します。	○		
	③		外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○		
(4) 理事への研修機会の提供と情報提供・意見交換						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	全理事に対し、研修機会の提供に努めるほか、法人運営に関する情報提供や意見交換などにより、認識の共有を図ります。			○	法人や大学の取り巻く環境や事業の進捗状況や課題等を共有する機会を設け、認識の共有に努めています。	
2－3 監事						
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		監事は、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任を負います。	○	寄附行為において、監事は、その職務を行うため理事会・評議員会に出席することを定めています。また、常勤監事は、常勤理事会のほか、運営懇談会等の学内の重要会議にも出席しています。 監事の職務として、不正行為、法令違反等を発見した場合の所轄庁又は理事会・評議員会へ報告等については、寄附行為に定めています。 監事は、私立学校法により善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負いますが、令和7年3月31日現在、事例はありません。	
	②		監事は、その責務を果たすため、寄附行為に基づき、理事会・評議員会に出席します。	○		
	③		監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○		
	④		監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。	○		
	⑤		監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○		
(2) 監事の選任						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、評議員会の同意を得て理事会において監事を選任します。	○	監事の選任については、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することを寄附行為に定めています。候補者の選考は、理事会及び評議員会から選出された選考委員により行うこととしており、監事の独立性や選考の透明性を確保しています。 監事は寄附行為で2名置くことを定めています。業務の継続性が保たれるよう、2名の就任・退任時期が同じにならないようにしています。	
	②		監事は2名置きます。	○		
	③		監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○		
(3) 監事監査基準						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		監査機能の強化のため、学校法人札幌大学監事監査規程等を作成します。	○	監事監査に関し、「学校法人札幌大学監事監査規程」を定めており、当該規程に基づき、毎年度の監査方針及び監査計画を策定し業務監査及び会計監査を行っています。監査結果は、理事会・評議員会に報告し、ホームページで公表しています。	
	②		監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○		
	③		監事は、学校法人札幌大学監事監査規程等に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○		
(4) 監事業務を支援するための体制整備						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	①		監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	毎年、監事、公認会計士及び内部監査室の三者による意見交換を行っています。監事に対しては、団体主催の研修会の案内を行う等、研究機会の提供に努めています。 また、監事の業務に対し、内部監査室が事務サポートを行っています。	
	②		監事に対し、研修機会の提供とその充実に努めます。	○		
	③		本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○		
	④		その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○		
(5) 常勤監事の設置						
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
			監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。	○	令和4年4月より、2名の監事のうち1名を常勤監事としています。	

2－4 評議員会				
(1) 諮問機関としての役割				
次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。				
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況
	①		予算及び事業計画	○
	②		事業に関する中期的な計画	○
	③		予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分	○
	④		役員に対する報酬等の支給の基準	○
	⑤		予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	○
	⑥		寄附行為の変更	○
	⑦		合併	○
	⑧		目的たる事業の成功の不能による解散	○
	⑨		寄附金品の募集に関する事項	○
	⑩		その他、本法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの	○
(2) 評議員会において活発な議論が行われるよう適切な議事運営に努めます。				○
(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。				○
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議を行います。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。				○
2－5 評議員				
(1) 評議員の選任				
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況
	①		評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○
	②		評議員となる者は、次に掲げる者としています。	○
	ア イ ウ エ オ カ	札幌大学学長		○
		札幌大学副学長		○
		評議員のうちから評議員会において選任した理事以外の理事		○
		本法人の職員で理事会において選任した者		○
		本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者		○
		学識経験者のうちから、評議員会において選任した者		○
	③		本法人の業務や役員の業務執行、財産状況について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○
	④		評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する、若しくは、評議員会において選任する扱いとしていま	○
(2) 評議員への研修機会の提供と情報提供・意見交換				
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況
	①		本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行ないます。	○
	②		本法人は、評議員に対し、研修機会の提供に努めるほか、法人運営に関する情報提供や意見交換などにより、認識の共有を図ります。	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人札幌大学寄附行為に基づき、理事会が決定することとなっており、札幌大学学則等において、「学長は、学校の教育及び研究を統括する」、「学長は、教育研究等の校務をつかさどる」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、本学の目的を達成するための各種施策の意思決定、副学長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分反映されるように努めます。

3－1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		学長は、札幌大学学則に掲げる「建学の精神に基づき、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成して地域に貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	学則において学長の職務を明記しています。学長は、教育・研究を統括し、教育研究等の校務をつかさどり、所属教職員を統督します。 学長は、定期的に教育研究評議会を招集しています。教育研究に関する重要事項については、教育研究評議会から意見を聴取したうえで決定しています。
	②		学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	学長施策、「計画」等、大学運営等の重要事項については、教育研究協議会を経て各教員に周知されるほか、メール、イントラネット等を通じて学内教職員に情報が共有されるよう努めています。
	③		所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	

(2) 学長補佐体制（副学長・学系長・学科長の役割）

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		札幌大学学則において、副学長を置くことができるようにしており、また、その職務は「副学長は学長を助け、学長の命を受けて、校務をつかさどる」としています。	○	副学長は、4名置いています。副学長は、教学業務を分担しています。 令和6年度から学長の政策を推進するため、新たに「学長特別補佐」を設け、学長政策の機動的推進を図ることとしています。（再掲）
	②		学校法人札幌大学組織規程において学系長の職務は、「学長の命を受け、学系の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する」としています。	○	また、学問領域に応じた7つの学系を置き、学系長は、学長の命を受け、学系の業務を掌理し、所属する教員を指揮監督しています。

3－2 教育研究協議会

札幌大学教育研究協議会の役割（学長との関係）

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	大学の教育研究の重要な事項を審議するために教育研究協議会を設置しています。審議する事項については札幌大学学則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教育研究協議会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教育研究協議会の審議結果に拘束されるものではありません。			○	学則に基づき、教育研究協議会を設置し、定期的を開催しています。 教育研究の重要な事項を審議し、学長に意見を具申しています。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）					
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う本学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、教職員、同窓生等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性の担保に努めていきます。					
4－1 学生に対して 学生の学びの基礎単位である専攻においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		専攻ごとの3つの方針（ポリシー）	○	3つのポリシーを策定し、ホームページほか学生便覧やシラバス等に掲載しています。 自己点検・評価は、学校教育法に基づき学則において規定し、教育研究等の状況を定期的に点検し、評価を行い、その結果を公表しています。 「札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、相談窓口を設け、適切に対処しています。
		ア	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	○	
		イ	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	○	
		ウ	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	
	②		自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	
		③		ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	
4－2 教職員等に対して (1) 教職協働					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。			○	「計画」に掲げる全ての施策について、その実施状況を理事長及び学長が点検・評価し、その結果を翌年度予算に反映する仕組みを確立しています。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		ボード・ディベロップメント：BD		「計画」に掲げる全ての施策について、その実施状況を理事長及び学長が点検・評価し、その結果を翌年度予算に反映する仕組みを確立しています。 FD・SDは、教職員の資質・能力の向上に向け、毎年度、計画を策定、実施しています。 事務職員の能力向上を目指すための「人材育成方針」を令和4年10月に策定し、方針に沿って人材育成に取り組んでいます。
		ア	常勤理事会は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく取り組みに係るPDCA を毎年度明示します。	○	
		イ	監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	
	②		ファカルティ・ディベロップメント：FD		
		ア	3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育・研究活動に係わるPDCA を推進します。	○	
		イ	教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	
	③		スタッフ・ディベロップメント：SD		
		ア	全ての教員・事務職員はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。	○	
		イ	SD 推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。	○	
		ウ	教職協働に対応するため、事務職員としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○	
4－3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価					
	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	①		認証評価		本学では、2024（令和6）年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、評価基準に適合していると認定されました。 評価結果はホームページで公表しています。また、評価結果を踏まえた改善に取り組んでいます。 また、毎年度自己点検評価を実施し、ホームページで公表しています。
			平成16年度(2004年度)から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが義務付けられました。 本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	
	②		自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施		
			教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	
	③		学内外への情報公開		
			自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	

第 5 章 透明性の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5－1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172 条第2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	ア	大学の教育研究上の目的			○	左記の事項についてホームページで公表しています。
	イ	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）			○	
	ウ	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）			○	
	エ	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）			○	
	オ	教育研究上の基本組織			○	
	カ	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績			○	
	キ	入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			○	
	ク	授業科目、授業方法・内容並びに年間の授業計画			○	
	ケ	学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定にあたっての基準			○	
	コ	校地、校舎等の施設及び設備、その他の学生の教育研究環境			○	
	サ	授業料、入学料等の大学が徴収する費用			○	
	シ	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援			○	
	ス	学生が修得すべき知識及び能力			○	

② 学校法人に関する情報公表

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針	
	ア	財産目録・貸借対照表・収支計算書			○	左記の事項についてホームページで公表しています。
	イ	寄附行為			○	
	ウ	監事の監査報告			○	
	エ	役員名簿（個人の住所に係わる記載の部分を除く）			○	
	オ	役員の報酬等に関する基準			○	
	カ	事業報告書			○	

(2) 自主的な情報公表

	本法人ガバナンス・コード記載事項			適合状況	理由及び対応方針
	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に公開します。			○	法人及び大学の情報は、法律上公開が定められていない情報についてもWeb 公開に加え「学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程」に基づき、公開と開示・閲覧を行っています。 大学ホームページ及び大学ポートレートに適宜更新するほか、学校要覧、入学案内等を発行しています。各媒体において、閲覧性や利便性の向上を目指し、適宜改良を行っています。
(3) 情報公開の工夫等					
	①		上記(1)の②及び(2)の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	
	②		情報公開にあたっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○	
	③		公開方法は、インターネットを使ったWeb 公開とともに、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	
	④		公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	